

姫路市特別指定区域活性化応援補助金

【補助金の対象となる経費】

科目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	<ul style="list-style-type: none"> 講師、専門家等への報償及び謝礼 (例) 講演会の講師謝礼、指導に対する謝礼など 	<ul style="list-style-type: none"> 構成員が講師を務める場合の講師謝礼 講師の宿泊費 講師への手土産代など
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 費用弁償 (例) 外部講師、指導者等の会場までの交通費 	<ul style="list-style-type: none"> 構成員に対する交通費 移動に係る燃料費（ガソリン等）
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷製本費 (例) 文書、冊子・パンフレット類、ポスター・チラシ等のコピー代、外部業者への印刷代など 活動に係る写真のプリント代 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 材料、消耗品等の購入費 (例) 印刷用紙、封筒、文具類、プリンターインク等 活動内容に関する書籍の購入費 講座、イベントにおける実習等で必要となる材料費など <p>◇消耗品と備品の区別 単品の取得価格が <u>2万円未満（税込）</u> のものが消耗品</p>	<ul style="list-style-type: none"> 備品に該当するもの ビンゴゲーム等における景品代 食材 金券
委託費	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識、技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する費用 (例) 告知看板等の作成や設置業務を外部に委託した費用など 	
使用料 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するための会場、機器等の借り上げ料 (例) 音響機材のレンタル代、テントやガスボンベ等機材のレンタル代など 	

科目	対象となる経費	対象とならない経費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の実施に係る傷害保険料、賃借物品に係る賠償責任保険料 	
通信費	<ul style="list-style-type: none"> • 組織の運営に必要な通信費等 (例) 切手代、はがき代、宅配便代など 	<ul style="list-style-type: none"> • 構成員間の通信費
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> • 工具、器具などの燃料代 (例) 発電機に要する燃料など 	
光熱水費		<ul style="list-style-type: none"> • 電気代、水道代など
工事請負費		<ul style="list-style-type: none"> • 土地の造成、工作物の設置・移転・撤去